

原爆症認定関係訴訟について

平成23年6月

厚生労働省

松谷訴訟最高裁判決(平成12年7月18日)について

事件の概要

長崎の原爆投下の際、爆心地より2.45Km(DS86によれば被曝線量は約30mGy)の地点において、爆風で吹き飛ばされた屋根瓦により頭部に外傷を受け、右片麻痺となった松谷英子さん(被爆当時3歳)が、原爆症認定却下処分の取消しを求めて、昭和63年に提起した訴訟。

→主な争点

- 1) 放射線起因性の立証の程度
- 2) 本件におけるDS86に基づく認定の是非
- 3) 被上告人に対する放射線起因性の判断

判決の概要

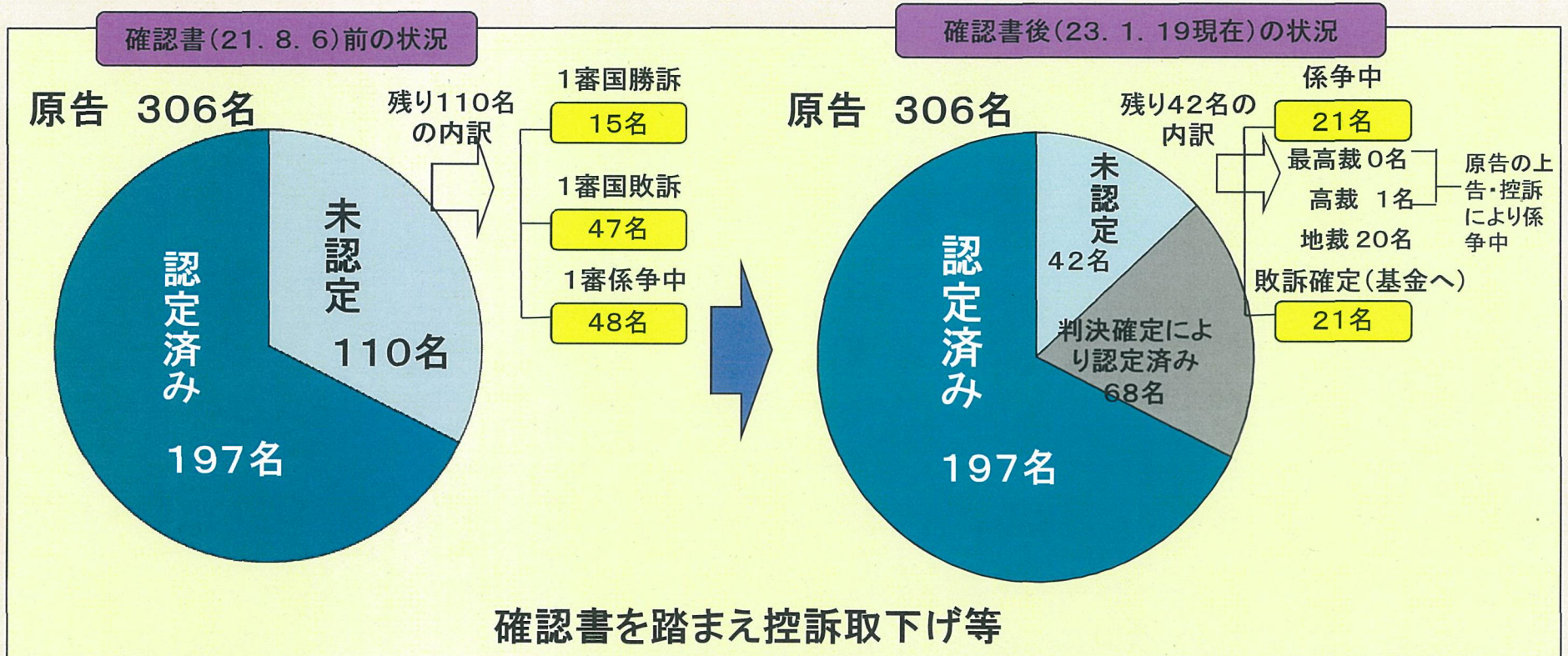
- 1) 一点の疑義も許されない自然科学的証明ではないが、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る「高度の蓋然性」を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要と解すべき。
「相当程度の蓋然性」さえ立証すれば足りるとすることはできない。
- 2) 「DS86」は世界中において優良性を備えた体系的線量評価システムとして取り扱われてきたものであるが、なお未解明な部分を含む推定値である。
DS86としきい値理論を機械的に適用する限りでは発生するはずのない地域で発生した脱毛の大半を放射線以外の原因によるものと断ずることには、ちゅうちょを覚えざるを得ない。
- 3) 物理的打撃のみでは説明できないほどの脳損傷の拡大の事実や脱毛の事実などを基に考えると、被上告人の脳損傷は、放射線起因性があるとの認定を導くことも可能であって、それが経験則上許されないものとまで断ずることはできない。

原爆症認定集団訴訟の経緯と現在の状況

これまでの経緯

- 平成15年4月以降 原爆症の認定申請を却下された者(306名)が、却下処分の取消し等を求めて、17地裁で集団提訴。
- 平成18年5月以降、大阪をはじめとする12地裁、平成20年5月以降、仙台・大阪・東京高裁において、国が一部又は全部敗訴。
- 平成21年8月6日 総理と被爆者団体との間で「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」に署名。

現在の係争状況



平成23年1月19日現在、取消訴訟において1高裁(1名)、2地裁(20名)で係争中。

原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書

- 1 1審判決を尊重し、1審で勝訴した原告については控訴せず当該判決を確定させる。
熊本地裁判決（8月3日判決）について控訴しない。
このような状況変化を踏まえ、1審で勝訴した原告に係る控訴を取り下げる。
- 2 係争中の原告については1審判決を待つ。
- 3 議員立法により基金を設け、原告に係る問題の解決のために活用する。
- 4 厚生労働大臣と被団協・原告団・弁護団は、定期協議の場を設け、今後、訴訟の場で争う必要のないよう、この定期協議の場を通じて解決を図る。
- 5 原告団はこれをもって集団訴訟を終結させる。

以上、確認する。

平成21年8月6日

日本原水爆被害者団体協議会

代 表 委 員 坪 井 直

事 務 局 長 田 中 熙 巳

内 閣 総 理 大 臣 麻 生 太 郎
自 由 民 主 党 総 裁